

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
 - 争議行為の実施
 - 土地改良事業の工事の完了
 - 国有財産の用途廃止(五件)

告 示

鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 年 月 日
鳥国医第一、九四六号	島 袋 隆 志	昭和五十年四月七日
第一、九四九号	山 崎 迪 代	十五日

鳥取県告示第四百二十九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長石田登から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 退職金増額の要求に関する件
- (三) 昇格基準改訂の要求に関する件

二 日時

昭和五十年五月十三日からこの事件が解決する日まで

三 場所

医療法人同愛会博愛病院に勤務する組合員の所属する全職場(米子市)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、米子市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
車尾地区農業用排水事業	昭和五十年三月二十八日
和田地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十九日
富益地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十四日

鳥取県告示第四百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積 平方メートル)	用途
鳥取市吉成字稲場一四四番一地先		二四・五九	道路敷
鳥取市吉成字石堂二五七番五地先から同市吉成字石堂二五七番一七地先まで		二三・八三	水路敷

鳥取県告示第四百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積 平方メートル)	用途
倉吉市山根字上鴨田五六七番八地先から同市山根字上鴨田五六七番一〇地先まで		四四・〇五	水路敷

鳥取県告示第四百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積 平方メートル)	用途
米子市福万字石中ノ一四七九番四地先から同市福万字石中ノ一四八〇番四地先まで		一五七・五二	道路敷
米子市福万字石中ノ一四八一番一地先から同市福万字石中ノ一四八四番二地先まで		八四・六七	道路敷

鳥取県告示第四百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止し

た。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡家町大字久能寺字御建山六九一番一七地先から同町大字久能寺字御建山六九二内一番地先まで		六四・九四	水路敷
八頭郡家町大字久能寺字御建山六九二番三地先		一〇〇・五二	道路敷
八頭郡家町大字久能寺字御建山六九一内二番地先		四八・八一	道路敷
八頭郡家町大字久能寺字御建山六九一内一番地先から同町大字久能寺字御建山六九一内三番地先まで		七九・七八	道路敷

鳥取県告示第四百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
東伯郡関金町大字大鳥居字地堂一九八番五地先から同町大字大鳥居字地堂一九八番一六地先まで		七九・四六	水路敷